動物愛護管理法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類

申請者　氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

　□　申請者

　□　当該法人の役員

　□　動物取扱責任者

　□　環境省令で定める使用人

|  |
| --- |
| 事項 |
| １　　　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者  ２　　　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ３　　　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者  ４　　　法第１０条第１項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが法第１９条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前３０日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から５年を経過しないもの  ５　　法第１９条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  ５の２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者  ６　　　法の規定、化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第１０条第２号（同法第９条第５項において準用する同法第７条に係る部分に限る。）若しくは第３号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第６９条の７第１項第４号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第５号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第７０条第１項第３６号（同法第４８条第３項又は第５２条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第７２条第１項第３号（同法第６９条の７第１項第４号及び第５号に係る部分に限る。）若しくは第５号（同法第７０条第１項第３６号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第２７条第１号若しくは第２号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年法律第７８号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者  ７　　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者  ７の２　第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者 |